

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月26日
【会社名】	株式会社サニーサイドアップグループ
【英訳名】	SUNNY SIDE UP GROUP Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 次原 悅子
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	(03) 6894 - 3232 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ経営管理部長 大竹 貴也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号
【電話番号】	(03) 6894 - 3232 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 グループ経営管理部長 大竹 貴也
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 150,325,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	171,800株	完全議決権様式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集（以下、「本第三者割当」といいます。）は、2026年1月26日開催の取締役会決議によります。
2. 本第三者割当は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法（以下、「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 本自己株式処分は、割当予定先であるNGK合同会社及び早川くらら氏（以下、個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）からのビルコム株式会社（所在地：東京都港区六本木六丁目2番31号、代表者：代表取締役兼CEO 太田滋、以下、「ビルコム社」といいます。）の株式取得に係る譲渡代金債権の一部を現物出資の目的となる財産として実施いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	171,800株	150,325,000	
一般募集			
計（総発行株式）	171,800株	150,325,000	

- (注) 1. 本件は、金銭以外の財物の現物出資による第三者割当の方法によるものです。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込額の総額であります。なお、本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
875		100株	2026年2月11日～ 2026年3月1日		2026年3月2日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本第三者割当は、本自己株式処分により行われるものであるため、資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合、本第三者割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社サニーサイドアップグループ グループ経営管理部	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

（4）【払込取扱場所】

金銭以外を出資財産としているため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取額の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
150,325,000	1,000,000	149,325,000

（注）1. 現物出資の方法によるため、金銭の払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、有価証券届出書作成費用及び割当予定先に対する反社会的勢力との関係性の有無に関する調査費用です。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

（2）【手取金の使途】

本第三者割当は、当社によるビルコム社の株式取得に係る各割当予定先の当社に対する譲渡代金債権の一部である150,325,000円（NGK合同会社につき144,375,000円、早川くらら氏につき5,950,000円）を現物出資の目的である財産として実施するものであり、現金による払込はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

NGK合同会社

a . 割当予定先の概要	名称	NGK合同会社
	本店の住所	東京都国立市東二丁目11番地の23-1B
	代表者の役職及び氏名	代表社員 太田 滋
	資本金	1百万円
	事業の内容	資産管理会社
	主たる出資者及びその出資比率	太田 滋 100.0%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

早川 くらら

a . 割当予定先の概要	氏名	早川 くらら
	住所	東京都台東区
	職業の内容	ビルコム株式会社 取締役
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の連結子会社となるビルコム社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、2026年1月26日付適時開示「ビルコム株式会社の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」に記載のとおり、ビルコム社の既存株主である太田滋氏、NGK合同会社及び早川くらら氏との間で、ビルコム社の株式を取得する株式譲渡契約（以下、「本株式譲渡契約」）といいます。）を締結いたします。当社グループにビルコム社が参画し、同社のSaaSサービス及びデータ活用基盤を既存のブランドコミュニケーションサービスと一体的に提供することにより、提案力・再現性・付加価値の向上が期待できるとともに2026年6月期を最終年度とする中期方針期間で掲げてきたAI・テクノロジー領域の課題を解決し、競争優位性を再構築することができると考えております。加えて、ビルコム社が展開する他のPRテックサービスについても、当社グループの主力事業とのシナジー創出の蓋然性が高いと判断しております。当社は、本株式譲渡契約の締結を主力のブランドコミュニケーション事業の収益力の更なる強化、ひいては企業価値の向上に繋げようとしております。

本自己株式処分は、本株式譲渡契約に基づく株式譲渡の決済として、割当予定先（本株式譲渡契約の売主）より当社（本株式譲渡契約の買主）に対して有する株式譲渡代金債権の一部が当社に現物出資され、当社は当該現物出資に基づき、第三者割当の方法により割当予定先に対して当社の自己株式を交付するものです。現物出資されない株式譲渡代金債権については、当社は割当予定先に対して現金で支払います。

本自己株式処分に伴い、ビルコム社株式の譲渡者であるNGK合同会社（ビルコム社代表取締役の太田滋氏が代表社員を務める資産管理会社）及びビルコム社取締役の早川くらら氏に対し、ビルコム社株式の譲渡対価として当社株式が交付されることで、当社グループへの経営参画意識を高め、中長期的な企業価値の向上とともに取り組んでいただこうことを期待しております。当社とビルコム社株式の譲渡者との間の協議において、譲渡対価の一部として当社株式が交付されることに同意が得られたため、各割当予定先に対して本自己株式処分を行うことといたしました。

当社は、2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月14日から2025年11月4日までに自己株式280,600株を取得した結果、2025年12月末時点で自己株式558,056株を保有しており、そのうち171,800株を本自己株式処分により割り当てることといたしました。

なお、ビルコム社の概要は次のとおりです。

名称	ビルコム株式会社
所在地	東京都港区六本木六丁目2番31号
代表者の役職及び氏名	代表取締役兼CEO 太田 滋
事業内容	統合型PRコンサルティング、クラウド型PR効果測定ツール「PR Analyzer」、広告媒体データベース「月刊メディア・データ」の展開
資本金	20百万円
設立年月日	2003年10月8日

(3) 割り当てようとする株式の株

NGK合同会社	165,000株
早川 くらら氏	6,800株

(4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本自己株式処分により取得する株式については、本株式譲渡契約の趣旨に鑑み、中長期的に保有する方針であることを確認しております。当社はまた、割当予定先より、本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を取得日より2年以内に譲渡した場合、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面にて報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する確約書を取得する予定です。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社によるビルコム社の株式取得に係る各割当予定先の当社に対する譲渡代金債権の一部の現物出資による第三者割当であるため、金額の払込みはありません。

(6) 割当予定先の実態

当社は、NGK合同会社及び早川くらら氏について、反社会的勢力との関係性の有無について、第三者調査機関である株式会社企業サービス(所在地:大阪府大阪市北区西天満一丁目10番16号、代表者:代表取締役社長 吉本哲雄)に調査を依頼し、いずれも反社会的勢力と関係性がない旨の報告を受けております。当社は、割当予定先が反社会的勢力と一切関係がないと判断し、株式会社東京証券取引所に「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

処分価額については、割当予定先との協議により、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年1月23日、以下、「基準日」といいます。）までの直前1か月間（2025年12月24日～2026年1月23日まで）の東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値の単純平均（小数点以下第一位を四捨五入、以下同じ。）である875円といたしました。

処分価額の決定にあたっては、基準日の終値ではなく、一定期間の平均株価を採用することが算定根拠として客観性が高く、合理的であると考えております。但し、基準日以前6か月間及び基準日以前3か月間の平均株価には、2025年8月13日付「2025年6月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」や2025年11月13日付「2026年6月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」の公表に伴う急激な株価変動の影響が含まれ、かつ直近の市場価格を適切に反映できていない可能性があるため、基準日以前1か月間の平均株価を採用することが合理的であると判断いたしました。

なお、当該処分価額は、東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の基準日の終値である868円に対して0.8%のプレミアム、基準日以前3か月間（2025年10月24日～2026年1月23日まで）の終値の単純平均である832円に対して5.2%のプレミアム、基準日以前6か月間（2025年7月24日～2026年1月23日まで）の終値の単純平均である767円に対して14.1%のプレミアムとなります。

当社は、処分価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年4月1日）に準拠していることから、本自己株式処分の処分価額の決定方法は合理的であり、処分価額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員である取締役3名全員（うち社外取締役2名）から、本自己株式処分の処分価額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、かつ前述の日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していることから、割当予定先に特に有利な金額には該当しないという取締役会の判断は適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、171,800株（議決権数1,718個）であり、これは2025年12月末時点の当社発行済株式総数15,197,600株に対して1.13%（2025年12月末時点の総議決権数146,314個に対して1.17%）の割合に相当し、一定の希薄化をもたらすことになります。しかしながら、本自己株式処分は、中長期的な企業価値の向上を目的とした本株式譲渡契約に基づく株式譲渡の決済であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社ネクストフィールド	東京都杉並区浜田山1丁目18-18	5,472,000	37.40	5,472,000	36.96
次原 悅子	東京都杉並区	1,172,400	8.01	1,172,400	7.92
渡邊 徳人	東京都港区	761,100	5.20	761,100	5.14
中田 英寿	東京都渋谷区	700,000	4.78	700,000	4.73
小林 正晴	東京都世田谷区	400,000	2.73	400,000	2.70
久貝 真次	東京都大田区	292,300	2.00	292,300	1.97
丸田 稔	長野県上伊那郡箕輪町	230,400	1.57	230,400	1.56
松本 里絵	東京都世田谷区	215,000	1.47	215,000	1.45
高橋 恵	東京都中野区	194,300	1.33	194,300	1.31
申 光華 (常任代理人 三田証券株式会社)	中国広東省深セン市 (東京都中央区日本橋兜町3-11)	171,200	1.17	171,200	1.16
李 文哲 (常任代理人 三田証券株式会社)	中国広東省深セン市 (東京都中央区日本橋兜町3-11)	171,200	1.17	171,200	1.16
計		9,779,900	66.84	9,779,900	66.07

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿の株式数を基に算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の総議決権数(146,314個)に、本自己株式処分により処分する株式に係る議決権数(1,718個)を加算した後の総議決権数148,032個に対する割合であります。
3. 「総議決権数に対する所有議決権の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、いずれも小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
4. 当社は、自己株式558,056株(2025年12月31日現在)を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書（提出日2025年9月25日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において生じた変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年9月29日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

2025年9月26日開催の当社第40回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

（1）株主総会が開催された年月日

2025年9月26日

（2）決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件 期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

次原悦子、渡邊徳人及び長井亨を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

白井耀、藤井麻莉及び服部景子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

米田恵美を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	94,070	188	-	(注)1	可決 96.61
第2号議案					
次原 悅子	93,935	323	-	(注)2	可決 96.48
渡邊 徳人	93,975	283	-	(注)2	可決 96.52
長井 亨	93,979	279	-	(注)2	可決 96.52
第3号議案					
白井 耀	94,020	238	-	(注)2	可決 96.56
藤井 麻莉	93,988	270	-	(注)2	可決 96.53
服部 景子	93,982	276	-	(注)2	可決 96.52
第4号議案	93,876	382	-	(注)2	可決 96.41

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(2025年11月13日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 事象の発生年月日

2025年8月13日

(2) 事象の内容

当社は、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しておりますが、第7回新株予約権の権利行使期間が満了し、当該新株予約権は消滅いたしました。これにより、新株予約権戻入益を特別利益として計上いたします。

(3) 事象の損益に与える影響額

事象の発生により、2026年6月期第1四半期の連結決算及び個別決算において、下記のとおり特別利益を計上いたします。

(個別)

特別利益：新株予約権戻入益 114百万円

(連結)

特別利益：新株予約権戻入益 114百万円

3 自己株式の取得状況

後記「第四部 組込情報」に記載の第40期有価証券報告書の提出日（2025年9月25日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年1月26日）までの間において、以下のとおり自己株式を取得しております。
(2025年10月2日提出の自己株券買付状況報告書)

株券の種類 普通株式

1 [取得状況]

(1) [株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

(2) [取締役会決議による取得の状況]

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年8月13日）での決議状況 (取得期間 2025年8月14日～2026年2月28日)	300,000（上限）		200,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	9月1日	19,000	14,205,000
	9月2日	1,900	1,441,500
	9月9日	5,700	4,323,200
	9月11日	17,600	13,275,000
	9月12日	12,100	9,108,600
	9月18日	4,300	3,264,800
	9月19日	11,900	8,968,500
	9月22日	5,600	4,243,000
計	-	78,100	58,829,600
報告月末現在の累計取得自己株式		213,200	149,380,600
自己株式取得の進捗状況（%）		71.07	74.69

（注） 取得期間及び取得自己株式は、約定日基準で記載しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年9月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	15,197,600
保有自己株式数	490,656

（2025年11月6日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1）[株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2）[取締役会決議による取得の状況]

2025年10月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年8月13日）での決議状況 (取得期間 2025年8月14日～2026年2月28日)	300,000（上限）		200,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	10月1日	1,900	1,439,900
	10月2日	3,700	2,804,700
	10月3日	2,900	2,201,200
	10月6日	5,400	4,076,800
	10月7日	3,000	2,275,100
	10月8日	600	456,000
	10月9日	900	683,700
	10月10日	6,600	4,966,400
	10月14日	8,300	6,212,800
	10月15日	3,400	2,563,700
	10月16日	3,100	2,336,400
	10月17日	6,000	4,494,900
	10月20日	1,800	1,350,600
	10月21日	2,700	2,003,800
	10月22日	3,300	2,442,200
	10月23日	1,000	747,100
	10月24日	1,200	900,400
	10月27日	1,800	1,356,000
	10月28日	1,900	1,423,400
	10月29日	2,100	1,553,100
	10月30日	2,100	1,555,200
	10月31日	2,000	1,485,700
計	-	65,700	49,329,100
報告月末現在の累計取得自己株式		278,900	198,709,700
自己株式取得の進捗状況（%）		92.97	99.35

（注） 取得期間及び取得自己株式は、約定日基準で記載しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年10月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	15,197,600
保有自己株式数	556,356

（2025年12月1日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1）[株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2）[取締役会決議による取得の状況]

2025年11月30日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年8月13日）での決議状況 (取得期間 2025年8月14日～2026年2月28日)	300,000（上限）		200,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	11月4日	1,700	1,238,000
計	-	1,700	1,238,000
報告月末現在の累計取得自己株式	280,600		199,947,700
自己株式取得の進捗状況（%）	93.53		99.97

（注）取得期間及び取得自己株式は、約定日基準で記載しております。

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年11月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	15,197,600
保有自己株式数	558,056

（2026年1月6日提出の自己株券買付状況報告書）

株式の種類 普通株式

1 [取得状況]

（1）[株主総会決議による取得の状況]

該当事項はありません。

（2）[取締役会決議による取得の状況]

2025年12月31日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年8月13日）での決議状況 (取得期間 2025年8月14日～2026年2月28日)	300,000（上限）		200,000,000（上限）
報告月における取得自己株式（取得日）	-月-日	-	-
計	-	-	-
報告月末現在の累計取得自己株式	280,600		199,947,700
自己株式取得の進捗状況（%）	93.53		99.97

2 [処理状況]

該当事項はありません。

3 [保有状況]

2025年12月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	15,197,600
保有自己株式数	558,056

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 2024年7月1日 至 2025年6月30日	2025年9月25日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事例について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としてあります。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年9月25日

株式会社サニーサイドアップグループ

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 戸谷 英之

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 仁

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サニーサイドアップグループの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サニーサイドアップグループ及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、繰延税金資産291,272千円（繰延税金負債との相殺前）が計上されている。このうち、株式会社サニーサイドアップグループにおいて計上された繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）の金額は85,536千円である。</p> <p>会社は将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来加算一時差異の解消スケジュール、将来の収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の見積り額を考慮し、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従って企業の分類を判断した上で、将来の税金負担額が軽減されると見込まれる額を繰延税金資産に計上している。</p> <p>当該繰延税金資産の回収可能性の評価にあたっては、事業計画に基づく利益のほか、繰越欠損金の解消時期及び解消額も考慮しており、投資有価証券等の売却等に係る意思決定の有無および実行可能性には特に慎重な検討を要することから、当監査法人は株式会社サニーサイドアップグループの繰延税金資産の回収可能性の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、経営者による繰延税金資産の回収可能性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の分類の判定を含む、繰延税金資産の回収可能性の判断に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・会社の実施した繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）第15項の企業分類の判定が、同適用指針第16項から第32項に照らして、適切であるかを検討した。 ・当連結会計年度末の一時差異及び税務上の繰越欠損金の残高について、根拠資料と突合した。 ・将来の課税所得の見積りの基礎となる事業計画と、会社の取締役会により承認された次年度の年度予算との整合性を検討した。 ・当連結会計年度の事業計画について、営業収益、売上原価及び販売費及び一般管理費の仮定に対し、過去の実績との整合性を検討した。 ・将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の将来解消見込年度のスケジューリングの合理性を検証するため、根拠資料を閲覧した。 ・投資有価証券等の売却等に係る意思決定の有無および実行可能性の検討を行うため、取締役会議事録を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サニーサイドアップグループの2025年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サニーサイドアップグループが2025年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月25日

株式会社サニーサイドアップグループ

取締役会 御中

R S M 清 和 監 査 法 人
東 京 事 務 所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 戸谷 英之

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高橋 仁

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サニーサイドアップグループの2024年7月1日から2025年6月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サニーサイドアップグループの2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性の評価

注記事項「（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおり、会社は、当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産85,536千円（繰延税金負債との相殺前）を計上している。監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性の評価）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。